

4

幼稚園を教育利用（現1号） されている人

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園と認定こども園の利用者（教育利用）を含みます。これらのサービスを受けるには、現1号認定（P3）が必要です。

1 保育料の無償化

無償化により満3～5歳児クラスの保育料が無償となります。なお、預かり保育料（下記2を除く）、給食費（下記3を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	保育料
満3～5歳児クラス※	無償

※満3歳児クラス…3歳の誕生日以降3歳児クラスより前に入園すること。プレ保育とは異なります。

2 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について11,300円/月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円/月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は450円(上限) × 利用日数です）

▶対象になるには

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

▶預かり保育の実施時間等が一定基準未満の場合

認可外保育施設なども無償化の対象となります。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月（上記※は16,300円/月）です。

【無償化給付の受け方】 償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から給付を受ける）
償還払いのイメージは、P5「償還払いの手続き方法（イメージ）」を参考にしてください。

3 給食費の支払い方

給食費は無償化の対象外となりますので施設にお支払いいただきます。ただし、年収360万円未満※相当世帯及び未就学児における第3子以降は副食費の支払いが免除されます。

※実際には市民税所得割額で算出します。

	給食費
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保護者負担



5

認可外保育施設等を利用されている人

ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターも含まれます。

1 保育料（利用料）の無償化

認可外保育施設などは、下記のように無償化されます。

無償化の対象となるには、市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）（P3の左上部を参照）を受ける必要があります。

幼稚園（幼稚園新制度未移行）と併用している場合は、幼稚園経由で手続きを行います。無償化の対象となるのは、預かり保育の実施時間等が一定基準未満の幼稚園に在園している場合のみです。

子どもの年齢	保育料（利用料）
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計37,000円／月まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども 住民税非課税世帯	合計42,000円／月まで無償

▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

2 給付（償還払い）の受け方

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者は市へ給付費の請求書を提出し、利用料の償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から給付を受ける）を受けます。償還払いのイメージは、P5「償還払いの手続き方法（イメージ）」を参考にしてください。

複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

お問い合わせ先

戸田市 こども健やか部 保育幼稚園課

☎048-441-1800

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

市役所保育幼稚園課のホームページはこちらどうぞ

